

# ふくいイノベーション人材育成事業 補助金

## 交付事務マニュアル

令和7年4月

福井県産業労働部労働政策課

# 目 次

	(ページ)
1 交付事務マニュアルの目的	3
2 補助事業の内容	3
(1) 補助対象者	3
(2) 補助率・補助金額・補助対象経費	3
(3) 補助対象経費の取扱い	3
3 補助事業実施にあたっての注意事項	4
4 交付事務の流れ	7
5 認定申請書	8
6 事業内容の確認	8
7 中間報告	9
8 交付申請兼実績報告書	9
9 交付決定・額の確定等	10
10 検査	10
(1) 検査の種類	10
(2) 検査方法	11
(3) 検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等	11
11 補助金の交付	12
12 その他	12

## 1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、ふくいイノベーション人材育成事業補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルを通して、補助事業の内容、補助事業を実施するうえでの注意事項、交付事務のフローなどについての理解を深め、ふくいイノベーション人材育成事業補助金が効果的かつ適正に活用されることを目的とする。

## 2 補助事業の内容

本補助金は、県内企業が学位取得や共同研究を目的として社員を国内外の大学院および研修機関等に派遣する際にかかる費用を補助することにより、イノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を図り、もって県内企業の競争力を強化することを目的とする。

### (1) 補助対象者

ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領第4条に定めるとおり

### (2) 補助率・補助金額・補助対象経費

ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領第6条に定めるとおり

### (3) 補助対象経費の取扱い

#### I 共通の取扱い

- ① 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。
- ② 発生に合理的理由が認められないと判断される経費は、補助対象外である。
- ③ その他の経費が発生する場合については、必ず事前に連絡し、県の承認を得なければならない。

#### II 主な経費種別の取扱い

##### ① 社員人件費

- ・派遣期間における派遣対象者の人件費相当額で、派遣前6か月の平均基本給給与額を対象とする。
- ・証拠書類として、賃金台帳、給与明細等を整理・保管すること。

##### ② 代替社員賃金

- ・派遣対象者に代わって臨時的に雇用する社員（派遣・臨時社員、アルバイト等を含む）の基本給給与額を対象とする。
- ・証拠書類として、賃金台帳、給与明細等を整理・保管すること。

##### ③ 学費

- ・入学金および授業料が対象となり、証拠書類として、派遣先の概要が確認できる書類、申込書、次第、請求書、領収書等を整理・保管すること。
- ・派遣の成果を高めるとともに、証拠書類として、派遣対象者に報告書の作成を義務づけること。

#### ④ 研修雑費

- ・研修等派遣先で必要となる教材、実習材料費、施設機器使用料等が対象となる。
- ・証拠書類として、請求書、請求（支払）明細書、領収書等を整理・保管すること。
- ・教材やテキストの購入については派遣先から指定されたものの購入のみ対象となり、購入した教材やテキストについては証拠書類として保管すること。
- ・その他、事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して、知事が補助対象とすることが適当でないと認める場合、対象外とする。

#### ⑤ 宿泊費

- ・研修等派遣先へ入学・入社するにあたり、ホテル等へ宿泊する際に要する費用、および研修等派遣中に長時間滞在する寮、アパートの賃借料等が対象となる。
- ・食費、光熱水費、敷金・礼金等は除く。
- ・証拠書類として、請求書、請求（支払）明細書、領収書等を整理・保管すること。
- ・その他、事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して、知事が補助対象とすることが適当でないと認める場合、対象外とする。

#### ⑥ 交通費

- ・研修等派遣先への派遣に必要な、補助事業者住所地から研修等派遣先への移動等に要する旅費が対象となる。
- ・証拠書類として、請求書、請求（支払）明細書、領収書等を整理・保管すること。
- ・航空機費用については、「普通席」に限り対象となる。
- ・また、航空機費用については、搭乗券の半券など実際に航空機に搭乗したことを証明する書類も整理・保管すること。
- ・鉄道賃、船賃、航空賃およびバス賃を対象とし、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、高速道路使用料は対象外となる。
- ・その他、事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して、知事が補助対象とすることが適当でないと認める場合、対象外とする。

#### ⑦ 渡航費（国外派遣のみ）

- ・補助事業者住所地と国外の研修等派遣先間の航空機（旅客船）費用、燃油サーチャージ費用、出入国審査料、税関審査料、空港施設使用料、旅券（パスポート）・査証（ビザ）取得費、及び出入国時に必要な諸税等が対象となる。
- ・航空賃の額は、「エコノミークラス」の航空運賃による。
- ・証拠書類として、請求書、請求（支払）明細書、領収書等のほか、搭乗券の半券など実際に航空機に搭乗したことを証明する書類を整理・保管すること。
- ・その他、事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して、知事が補助対象とすることが適当でないと認める場合、対象外とする。

⑧ 保険料（国外派遣のみ）

- ・ 補助事業者住所地と国外の研修等派遣先間の航空（船舶）傷害保険料等を対象とする。
- ・ 証拠書類として、保険料の支払いが確認できる書類、保険証書等を整理・保管すること。

※ 国外で、現地通貨の現金で支払った場合、原則、実績報告書提出月の月末時点での為替レートおよび実績報告書提出月の前月末時点の為替レートの平均額に基づき日本円で算出すること（小数点以下の端数は切捨て）。

3 補助事業実施にあたっての注意事項

ここでは、補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管に関することの注意事項を記載する。

補助事業者は「福井県補助金等交付規則」ならびに「労働政策課所管補助金等交付要綱」および「ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領」に基づき、また、下記の事項について注意し補助事業を実施すること。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合は、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令もあるので十分注意すること。

(1) 補助事業の実施および経費の支出について

- ・ 計画認定は、認定事業者への補助金の支払いを約するものではないことに留意すること。
- ・ 補助事業そのものの妥当性および価格の妥当性を考慮して事業を実施すること。
- ・ 事業責任者および経理担当者等相互の連絡を密にしたうえ、補助対象経費の取扱いについて十分注意すること。
- ・ 事業内容の決定や変更、経費の支出については、稟議等により、意思決定の経過を明確にすること。

- ・ 10万円以上の金額を支出（契約）する場合は、原則、複数の業者から見積書（競争見積）を取り、団体の意思決定を経て、相手方を決定すること。

特定の相手方でなければならない理由がある場合は、1社のみで見積書（特命随意契約）で可とするが、必ずその理由を書面により整備すること。また、理由によって、もしくは、理由なしに1社のみしか見積書を取っていない場合は全額補助対象とならない場合がある。例えば、“日頃からの付き合い”といったことは理由にならない。

(2) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管について

- ・ 補助金は、指定された用途以外には、使用しないこと。
- ・ 補助事業に係る専用の通帳を作成して収支を管理すること。または、補助事業に係る別会計により収支を管理すること。

- ・ 通帳に記載される年月日および金額は、重要な記録となる。また、その収支を記載した帳簿（補助簿）を設け、補助金の使途を明確にして、その証拠書類として、見積書、契約書、請求書、支払時の手形および小切手の控、ならびに銀行振込依頼書（控）、支払を証明する書類等を整理し、これらの取り扱いおよび保管に関して十分注意のうえ適正な経理処理を行うこと。
- ・ 補助事業に要した経費は、補助簿または伝票により、費目別に整理することとし、会社本体の経理と明確に区分し、別に整理すること。やむを得ず補助事業と一括で経理する場合は、その内容を区分できるようにすること。
- ・ 証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。

### （3）物件の取得時の注意

- ・ 補助事業に係る物件は検収日をもって取得日とするので、納品後速やかに物件の検収を行い、検収年月日を明確にすること。明確化の方法としては、検収伝票を発行する方法や納品書に何月何日に誰が検収したかを明示する方法がある。
- ・ 返品を行った場合や手直しを行った場合には、伝票等の書面によりその旨を明確にすること。

### （4）補助対象経費の支払い時の注意

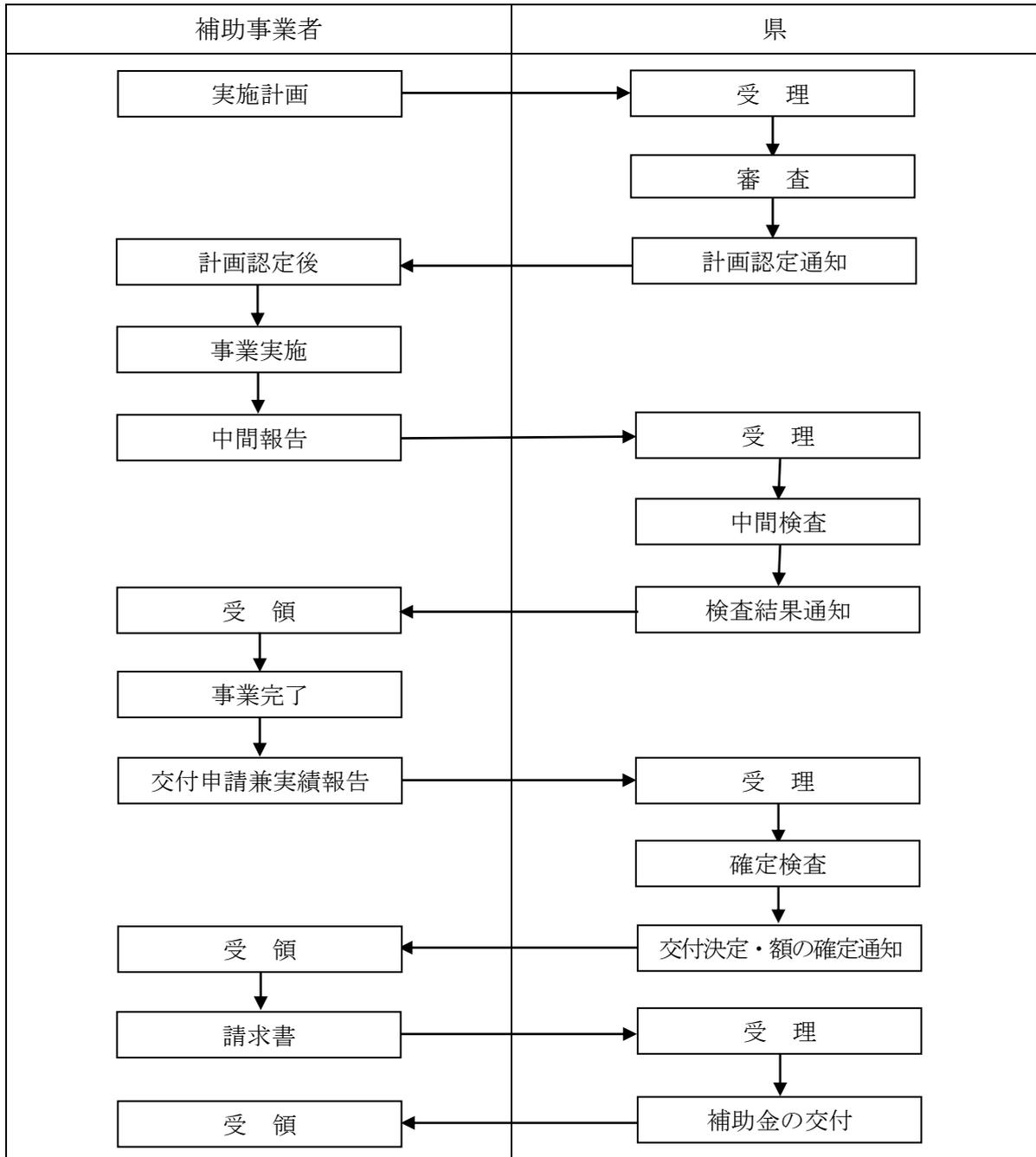
- ・ 代金の支払いは、補助事業期間内に完了すること。
- ・ 事後の照会において、支払状況を明確にするため、他の取引との相殺払い、手形の裏書譲渡による支払いは行なわないこと。
- ・ 小切手による場合は、補助対象経費のみの単独小切手にすること。
- ・ 約束手形による場合は、補助事業期間内に決済すること。

### （5）その他

- ・ 補助事業の実施の際に発生する諸問題、特に補助金交付申請書に記載した事項を変更しなければならないような事由が発生した場合は、必ず事前に協議すること。
- ・ 労働政策課所管補助金等交付要綱等による補助金の使途の制限および証拠書類の整理・保管等の様々な制約があるので、不明な事項がある場合は、必ず事前に県の担当者に相談すること。
- ・ 補助事業は、補助事業者に対して行う一方的な契約であることから、適正かつ有効な事業の実施を要求する場合があります、また、各種の報告義務がある。

#### 4 交付事務の流れ

##### 事務のフローチャート



## 5 認定申請書

### (1) 申請書の作成・提出

ア 申請書は正本1部を提出すること。

イ 申請書かがみと添付する書面等は内容を必ず一致させること。

### (2) 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。

ア 申請書（ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領様式第1号）

イ 申請者概要（別紙1）

ウ 事業実施計画書（別紙2）

エ 収支予算書（別紙3）

オ 研修等派遣先で習得させる内容が確認できる書類（募集要領、研修カリキュラム、シラバス、派遣先と締結する契約書および社員派遣計画書など）

カ 過去3年分の収支計算書（貸借対照表、損益計算書等の決算書類）

キ 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または県税の納税状況の確認についての同意書（別紙4）

ク 地方消費税の納税証明書

ケ 誓約書（別紙5）

コ 賃上げ等要件の達成を約する誓約書（補助率等の上乗せを希望する場合）（別紙6）

サ その他知事が必要と認める書類

必要に応じてア～サを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付のこと

## 6 事業内容の確認

(1) 県は、認定申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申込の内容を審査し、その結果を申込者に通知する。

(2) 県は、補助金の申込の内容を審査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その内容の修正等について指導する。

(3) 県は、認定事業者を選定する審査は次の事項に留意して行う。

① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。

・申込に係る補助事業がその採択基準に照し、補助金等の交付対象として適格かどうか。

② 目的および内容が適正であるか。

・補助制度の目的に合致しているか。

・補助事業の計画が適正であるか。

・補助事業が最小の経費で最大の効果をあげるような手段がとられているか。

・補助対象期間は適正であるか。

③ 金額の算定に誤りがないか。

・補助対象経費は適正であるか。

・補助率は適正であるか。

・補助額の積算に誤りはないか。

(4) 事情変更による認定の取消等

補助金の交付対象者の認定を受けた場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、事情の変更に応じて計画変更承認申請書(様式第3号)、中止承認申請書(様式第4号)の提出が必要である。

計画変更承認申請書の構成については、申込み時に提出した資料について、変更後のものを順番に編さんのこと。

7 中間報告

(1) 補助事業者は、交付要領に定めるところにより、補助事業の遂行の状況について、中間報告書を県に報告する必要がある。〔補助金規則10、補助金通達3②〕

(2) 補助事業の遂行等の命令

補助事業者が提出する中間報告書あるいは県の調査、検討等によってその者の補助事業が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、県は当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

また、補助事業者が上記の命令に違反したとき、県は、その者に対し当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものである。〔補助金規則11、補助金通達3④〕

8 交付申請兼実績報告書

(1) 申請書の作成・提出

ア 申請書は正本1部を提出すること。

イ 申請書かがみと添付する書面等は内容を必ず一致させること。

ウ 認定申請書の目的・内容どおりに整備事業が完了していること。

エ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了していること。(あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。)

(2) 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。

ア 報告書(ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領様式第5号)

イ 事業実施報告書(別紙1)

ウ 収支決算書(別紙2)

エ 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書、賃金台帳の写し等)

オ 派遣先での成果が確認できる書類(学位証明書、成果報告書等)

カ 派遣対象者を雇用していることが確認できる書類(雇用保険の被保険者証)

キ 過去1年分の収支計算書(貸借対照表、損益計算書等の決算書類)

※長期滞在型派遣および長期通い型派遣の場合のみ

ク 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書(別紙3)

ケ 地方消費税の納税証明書

- コ 誓約書（別紙４）
  - サ 賃上げ等要件の達成を確認できる書類（補助率等の上乗せを希望した場合）
  - シ その他知事が必要と認める書類
- 必要に応じてア～クを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付のこと

## 9 交付決定・額の確定

### （１）交付決定・額の確定

県は、交付申請兼実績報告を受けた場合においては、当該申請の内容を審査し、申請に係る補助事業の成果が補助の目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の交付の決定および額の確定を行い当該補助事業者へ通知する。

### （２）審査方法

県が交付の決定を行うに際しての審査の方法は、書面審査と現地調査の２つの方法があるが調査にあたっては、次の事項に留意して行う。

- ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。
  - ・申請に係る補助事業等がその採択基準に照らし、補助金等の交付対象として適格かどうか。
- ② 目的および内容が適正であるか。
  - ・補助制度の目的に合致しているか。
  - ・補助事業の計画が適正であるか。
  - ・補助事業が最小の経費で最大の効果をあげるような手段がとられているか。
  - ・補助対象期間は適正であるか。
- ③ 金額の算定に誤りがないか。
  - ・補助対象経費は適正であるか。
  - ・補助率は適正であるか。
  - ・補助額の積算に誤りはないか。

### （３）是正のための措置

- ① 県は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の認定の内容および、これに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対し命ずるものとする。〔補助金規則 1 4 ①、補助金通達 3 ⑦〕
- ② 是正措置の命令に従って行う補助事業が遂行されたときは、補助金規則第 1 2 条の規定の準用により改めて実績報告が必要である。その結果によって第 1 3 条の規定による補助金等の額の確定を行う。〔補助金規則 1 4 ②、補助金通達 3 ⑦〕

## 10 検査

県は、補助事業の適正な執行を確保するため、以下の方法による検査を行う。

## (1) 検査の種類

確定検査およびその他の検査があり、その時期等により使い分ける。

これらの検査を実施する場合には、県から補助事業者に対して、予め、検査日時、検査場所、検査職員等を通知する。

検査の種類	ア 確定検査（実績報告書提出後）
	イ その他の検査（必要に応じ）

### ア 確定検査

補助事業が完了し実績報告書が提出された場合に、県が行う検査である。

（交付申請兼実績報告書の提出期限は、補助対象期間が終了する日から起算して1か月を経過した日または、補助対象期間が終了する日の属する年度の3月31日のいずれか早い日である。）

確定検査は、実績報告書の内容（補助対象事業の遂行状況、経理処理状況等）について、別添の検査調書に基づき実施する。

この検査の結果に基づき、補助金の額を確定することになる。

### イ その他の検査

交付決定のとき、その他、県が必要と認めた場合に行う検査である。

その他の検査は、別添の検査調書に基づき実施する。

## (2) 検査方法

確定検査は、原則として、補助事業者の担当者に予め指定した日時に、県が指定した検査会場において、「検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等」に基づいて確認を行う。

なお、必要に応じて、書面による確認や県の職員が補助事業者の事務所等に赴き、「検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等」に基づいて確認を行うことがある。

検査に当たり、検査調書の「確認」欄の「（所見・指導等）」欄の記載については、検査で確認した内容に合わせ、例えば「該当なし」、「すべての会計書類を確認」、「〇〇月分の会計書類を確認」、「担当者△△に聞き取り確認」のように、具体的に検査内容すべてを記録する。

また、「指導改善」または「返還」に該当する場合、「〇〇規程第〇条の規定により、2以上から見積書徴取していない」、「〇〇要領第〇条の規定により、納品書の保管がなされていない」のように、具体的に根拠規定および内容すべてを記録するとともに、関係書類（写）[同様の指導内容が多い場合1つ]を入手する。

## (3) 検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等

検査に当たり、次の書類を準備すること。

① 補助事業に係る証拠書類等

補助事業以外の事業に係る経理関係書類等とは明確に区分し、まとめて整理、保存すること。

補助事業に係る経理関係の証拠書類については、事業終了後、実績報告書の提出時にその写しを添付すること。

② 支払伝票等

見積書、注文（発注）書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書等、支払を証明する書類等が支払ごとに整理されているか確認する。補助対象経費が旅費等の場合は、出張報告書等を確認する。

③ 事業実施記録等

申請時に計画に沿って実際に事業を実施したかどうか、事業実施記録、写真等を確認する。

11 補助金の交付

額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、労働政策課所管補助金等交付要綱等の定めるところにより、補助金交付請求書に関係書類を添えて県に提出すること。

① 補助金の交付は、原則として補助事業者の請求に基づいて、県が支払を行うものであること。

② 補助金交付請求書はふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領で定めた様式によること。

[補助金規則 15、補助金通達 3⑧]

12 その他

変更交付申請は、「労働政策課所管補助金等交付要綱」に従い行うこと。

**【問い合わせ先】**

福井県産業労働部労働政策課

福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-21-1111 (代表)

0776-20-0390 (直通)

FAX 0776-20-0648

E-mail [rousei@pref.fukui.lg.jp](mailto:rousei@pref.fukui.lg.jp)